



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-6007  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー Rop701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### 消費税免税事業者のはずが課税事業者に！パート 3

消費税の納税義務について前回に引き続き注意点をお知らせします。

8月10日に消費税法の改正が成立し、消費税率が5%から8%、10%と段階的に引き上げられることになりましたが、税率の引き上げとは別に消費税法の改正が行われていました。

内容としては、新規に設立された法人の納税義務の改正です。

現行、新規に設立した法人で、資本金が1000万円未満の会社は、原則として2事業年度は免税事業者とされています。そのため、この制度を利用し、資本金を1000万円未満で会社を設立し、後々増資を行い資本金を1000万円以上とすることにより、消費税の納税義務を逃れるということも可能でした。

こういった実態があるか会計検査院が調査したところ、資本金1000万円未満でも設立当初から多額の売上高を計上している会社が相当数に上り、免税事業者として消費税を申告していない事実がありました。この際、会計検査院は課税の公平のため税制上の措置を指摘し、以前もお伝えしましたように平成23年税制改正の際には、納税義務の改正が行われました。しかし、平成23年税制改正の内容のみではまだ公平な税制になっていないとの観点から今回の改正に至ったようです。

具体的な改正内容は次のとおりです。基準期間（通常は前々期）の課税売上高が5億円を超える法人が50%超出資して設立した法人は、たとえ資本金が1000万円未満としても免税事業者とならず課税事業者とされることとなります。今まで消費税法には、組織再編等の特別な場合を除き、親会社の課税売上が関係することはありませんでしたが、今後は、親会社の課税売上も子会社は把握する必要があります。この制度は、消費税が増税される時期と同じ平成26年4月1日以後に設立される法人が適用になりますので、ご注意ください。

### 税務・会計用語の英語トリビア

国税庁が唯一英語で発行しているガイドブックとして「INCOME TAX GUIDE」という所得税の確定申告の手引の英訳版があります。これによると各種控除額の英語表記が“deduction”と“exemption”そして“credit”の3種類によって表現されています。所得税に詳しい方は控除には所得金額を減らす「所得控除」と税額から直接差し引く「税額控除」を思い浮かべると思いますが、所得控除の中で“deduction”と“exemption”が用いられ、税額控除では上記3種類すべての表現が出てきますので必ずしも日本的な区分とは一致しません。理由が知りたくてアメリカ人の知人に訊ねたところ「deductionは証拠資料(evidence)を添付する必要があるもの、exemptionはその必要がないもの。」という明確な回答をくれました。さらには「creditには功績を認める。」というニュアンスがあることも教わりました。改めてそのガイドを読むと確かにそのとおりです。ですから扶養控除は“exemption for dependents”で医療費控除が“deduction for medical expenses”となるわけです。ちなみに credit が使われるものと耐震補強等の住宅改修に関する各種控除や政党寄付金特別控除などがあります。

また、会計用語の英訳も仕事で必要になりますが、「仮払金」という勘定科目を「suspense cost(またはexpense)」と表記します。あの「火曜サスペンス劇場」のサスペンスです！

これはsuspenseの本来の意味が「先の展開がわからない」ということに由来します。まさにその通りでして使い道が決まっている支出ならばそれは単純に「前払金」となるべきで、「仮払金」は最終的に清算してみないと何費になるか支出時点では決まっていないという性格を正確に表現したものです。

税制や会計制度をわかり易くお伝えするのがSUパートナーズの使命と感じている今日この頃です。それが英語であっても・・・